

高田郡司関係文書の原形と伝来についての覚書

長 沢 洋

平安中後期の国衙領研究・在地領主研究に多くの素材を提供してきた史料として、安芸国高田郡司藤原氏関係の一連の厳島神社文書はことに有名である。相伝次第を示す讓狀、数多くの田地売券・立券文の類、郡司・郷司の補任を示す官符・庁宣類、等々によって構成されるこの文書群は、松岡久人氏の研究を初めとして（そしてその成果を共有財産としつつ）多数の業績を生み出してきた。それらの研究史を振り返る余裕はないが、この文書群を利用したそれまでの研究に大きな転換をもたらしたのは、斬新な史料批判の方法を駆使した山田渉氏の研究である（研究史的に見れば、その前段階として後藤紀彦氏による『徴古雜抄』の紹介⁽³⁾がある）。

山田氏の方法の斬新なところは、文書を群としてとらえ、その伝来経路を追跡し「文書群」としての成立過程を分析したところにある。周知のとおり、氏は高田郡司関係の文書を、A、藤原成孝↓中原師長↓同業長↓佐伯景弘と伝来したもの、B、成孝↓源頼信↓佐伯景弘と伝来したもの、C、景弘、もしくは厳島社が直接、文書の本来の授受に関係していたもの、の三者に分け、緻密な分析によって従来疑われもしなかった四通の文書（讓狀・庁宣）が偽文書であることをあざやかに証明してみせた。

本稿では（実は本稿に結論らしきものはないのであるが）山田氏の区分でBとされた文書について、若干気のついたことを述べてみたいと思う。実際、藤原氏関係の文書で扱いに困るものは、このBに多く含まれているのである。

高田郡司関係文書の原形と伝来についての覚書（長沢）

I

応徳二年三月十六日の藤原頼方所領畠立券文は、三田郷と風早郷のものが少なくとも一通ずつはあるらしいのであるが、その原形がどのようなものであったのか復元することはなかなか難しい。もともと三田郷のほうは何も問題はなく、原本は失われているものの、新出厳島神社文書三五号（以下『広島県史』古代中世資料編の番号により新出三五号と省略、他も同様）と『徴古雑抄』所収のものによって原形をうかがうことができる。『徴古雑抄』によれば、この文書は継目に安芸国印が押され、およそ二四紙より成っていたものようである。

この文書の伝来について、山田氏はこれをBに分類したが、私は前稿でこれに疑問を呈し、この文書の正文は保延五年の寄進に際し中原師長に渡され、案文が成孝の手に残ったものと考えた。案文というのは浅野忠允氏所蔵厳島神社文書にある一本（以下浅野本と略す）のことである。

この浅野本について、『広島県史』古代中世資料編Ⅲは、なぜか全文を採録せずに、新出三五号との異同部分のみを『』によって補うという方法をとった。しかし、この方法では浅野本から読み取れる情報のすべてが表現できないし、『広島県史』による異同部分の注記も実は完璧ではないようである。周知のとおりこの文書の原本は戦災で焼失したと思われるが、幸いなことに刊行準備中だったためゲラが残っている。これによって、ここに浅野本——浅野忠允氏所蔵文書の三田郷所領畠立券文——を紹介しておくことにする。

「三田畠券文」

安文

高田郡司解 申注進先祖相傳所領畠立券事

合陸拾捌町參段佰歩

三田郷

矢奈原村

本主重佐頼源等貳町

字矢奈原

在桑等

四至

東限大河 南限垣境
西限山 北限山

同 頼朝壹町參段田加

字矢奈原

在桑等

四至

東限大河 南限山
西限山 北限畠境

津波木原條

峯重 吉國用久等貳町肆段

字津波木原

四至

東限山 南限山
西限大河 北限川

見津女原

吉國為末等壹町

字久ほ□

裏ニ繼判アリ 第四四号文書ニ見ユル
藤原成孝ノ花押ニ同ジ

在桑

四至

東限山 南限見境
西限河 北限中溝

須以野原

(紙繼目)

高田郡司關係文書の原形と伝来についての覚書(長沢)

高田郡司関係文書の原形と伝来についての覚書（長沢）

利武 枝包壹町

字須以野原

在桑

四至 東限河 南限山
西限山 北限山

見村

清行 延清參段

字貝畠 作人時枝

桑拾本

四至 東限大河 南限寺地
西限山 北限中垣

同 延清貳段

字貝畠 作人友恒

桑二本

四至 東限河 南限小谷
西限山 北限山

同 延清貳段

字貝畠 作人時枝

井村

安吉 倉富參段

字寺脇畠 作人眞任

桑十本

四至 東限河 南限公田

裏ニ繼判ノ右半分アリ 前二
同ジ

（紙繼目）

（注） 第四四号文書というのは保延五年六月藤原成孝・同範俊連署寄進状のことである。

『広島県史』に注記された以外にも新出三五号とは字句の異動があつて興味深いが、最も注目すべきは冒頭の「安文」

という記載および紙継目裏の藤原成孝の花押である。浅野本が案文であることは明白であり、おそらく成孝によって作成されたと考えて間違いないだろう。従って三田郷に関するかぎりは、前稿の推測が裏付けられたといつてよい。ともあれ文書の実形に関して言えば、先に述べたとおりで特に問題はないとみてよいだろう。

一方風早郷のほうは事情が少々複雑である。風早郷の立券文には首尾の整ったもの（新出五三号）と前後の欠落したもの（厳野一八七六号）との二通があるが、これらがもと一通であったという考えの成り立ち難いことはすでに述べたことがある。前稿⁽⁵⁾ではその理由として、字名の記載と、新出五三号の継目に国印が押されている（正確に言えば継目の国印に不整合がない）という事実を指摘しておいた。

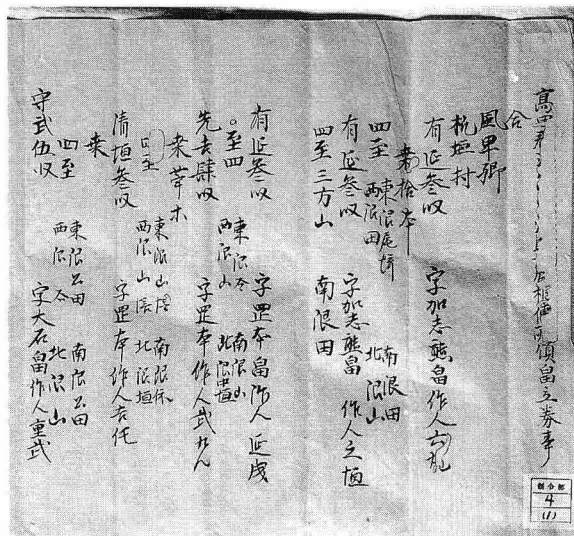
この点は、筆跡によっても裏付けることができそうである。新出厳島神社文書は明治期の写本であり、松岡氏の解説⁽⁶⁾によれば「薄手の和紙を用いて影写の方法で、本来存在した原本を写したものである。その筆は余り練達とはいえない難く、そのうえ立券文の類などはどちらかといえばおざなりな写し方しているのであるが、それでも原本の残っているものと比べてみると、筆跡などは比較的忠実に写し取られていることがわかる。

さて、新出五三号の筆跡は図1のようなものである。これに対して厳野一八七六号は図2のような筆跡である。一見して違いは明らかであり、この両者がもと同一の文書であったとすることは不可能のように見える。もちろん、新出五三号の写され方に問題があつて、これが原本の筆跡を余り正しくは伝えていないということもありうるだろう（それによく見れば、この両者にも字体に共通したところは見出せなくもない）。しかし、同じ新出文書でも三田郷の方（新出三五号）は、図3のような書体で写されており、さほど精度の高い影写ではないものの、厳野一八七六号と同一筆跡であることはあきらかである。その上、国司与判部分の筆跡が、この両者（新出五三号と同三五号）ではあまりにも違いすぎているのではないだろうか。やはり新出五三号の原本は、その写され方に問題があるという可能性を考慮しつつも、新出三五号（の原

高田郡司関係文書の原形と伝来についての覚書（長沢）

本）や一八七六号とは異なつた筆跡であつたと考
えるのが自然であらう。

これら三者の関係を筆跡から考えると、新出三
五号と敵野一八七六号とはその性格上（つまり作



（中略）

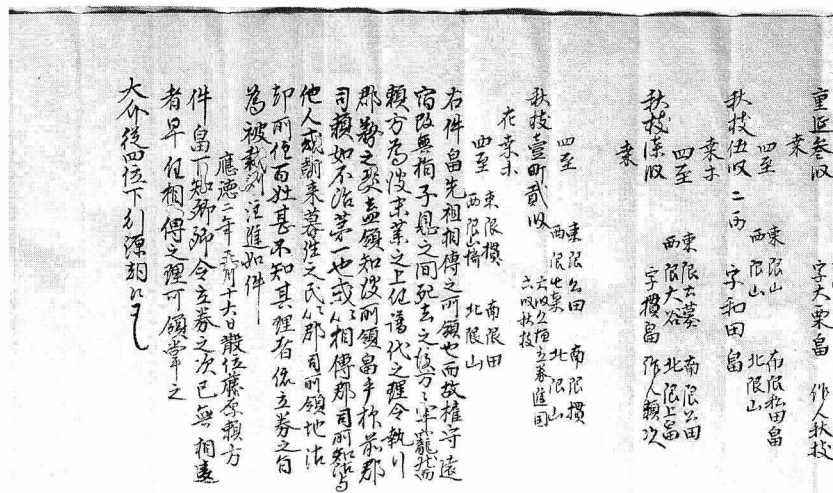
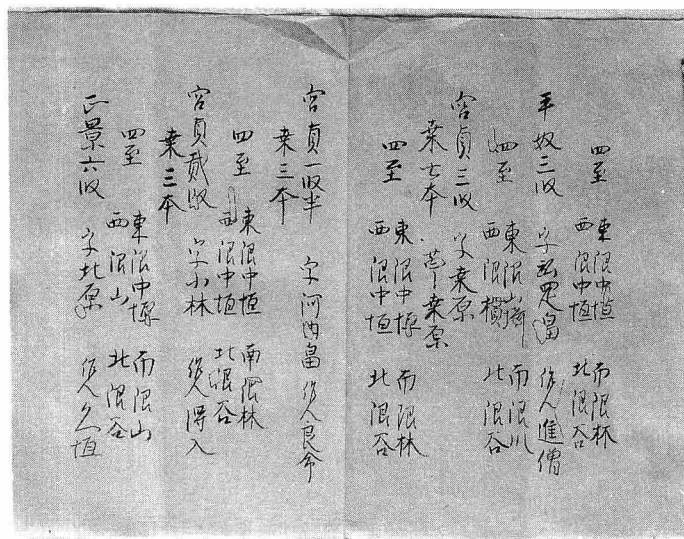


図1 新出53号（藤原頼方所領畠立券文・風早郷）



（中略）

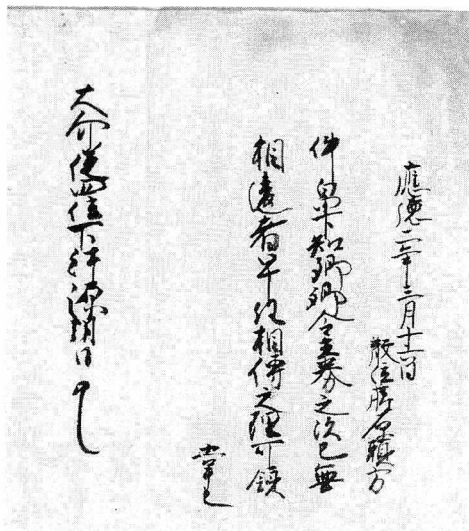


図3 新出35号（藤原頼方所領畠立券文・三田郷）

て生半可な知識を持った者が書いたかのようなものである。この当時の国司の署判の形式から考えてみても、これはいささか異様ではないだろうか。あえて言えば、これらの立券文はその成立の事情について、文書自身が語るところをそのまま信用すべきかどうか検討の余地ありとしなければならないだろう。

II

山田氏が偽文書であると指摘した四通の文書はいずれも御判物帖に収められている。これらの文書（というより文書群）の原形についても、考えてみなければならぬことはいくつもある。

この四通の写真を図4・7として掲げた。注意したいのは裏花押である。御判一号は袖・奥の両方に三つの継目裏花押が書かれており、この文書の前後に継立てされていた文書があったことを示している。この三つの花押は、いずれもごくわずかしきその形をうかがえないが、およそ次のように判断して間違いないだろう。上段のものは、偽文書である御判三号に据えられている藤原頼方の花押、中段と下段のものは、これも偽文書である御判一二号に据えられた藤原頼成と成孝の花押であろう。（なお成孝の花押についてはまた後に若干触れる）。

御判二号には継目花押はないようである。御判物帖に仕立てられる際に裁断された部分があったのかもしれないが、同帖に収められた他の文書から判断すると継目裏花押がそっくり断ち落とされてしまったとは考えられない。

御判三号は破損のためもあり、写真だけでは何とも判定し難く、原本の調査もできていないので今のところは保留にしておきたい。

御判一二号は『広島県史』古代中世資料編Ⅲにもあるとおり、紙面奥に頼成と成孝の継目花押があり、このあとに何らかの文書が続いていたことがわかる。またこの文書には端裏に「三田代々手継証文」とあるので、これはある一続きの文書の最初に位置したものであったと考えることができる。

以上の知見では不十分かもしれないが、これらの文書がこの四通だけで、ある原形を成していたとは考えにくいこと、従ってこれらと一体のものであった文書が少なくとも一通は存在したことはあきらかであろう。たとえば御判一号の前後



図5 御判2号(安芸国司庁宣)

第シ
第九号
承暦二年
四月廿八日
七十九日

藤原頼方
最位藤原頼方頼成
右件内親王嫡子し理止所讓与
如件
承暦二年十月三日
大令藤原頼方

図6 御判3号（藤原頼方讓状）

第十八号
天仁三年
三月十日
七十九日

藤原頼成
最位藤原頼成
右件内親王嫡子し理止所讓与
重泰内親王嫡子有以依
天仁三年三月十日
大令藤原頼成

図7 御判12号（藤原頼成讓状）

47ページの「図7 御判12号（藤原頼成讓状）」は、紙面奥の裏花押が印刷されていないが、実際は下図のとおりである。上が表にある頼成の花押、下が成孝の花押である。

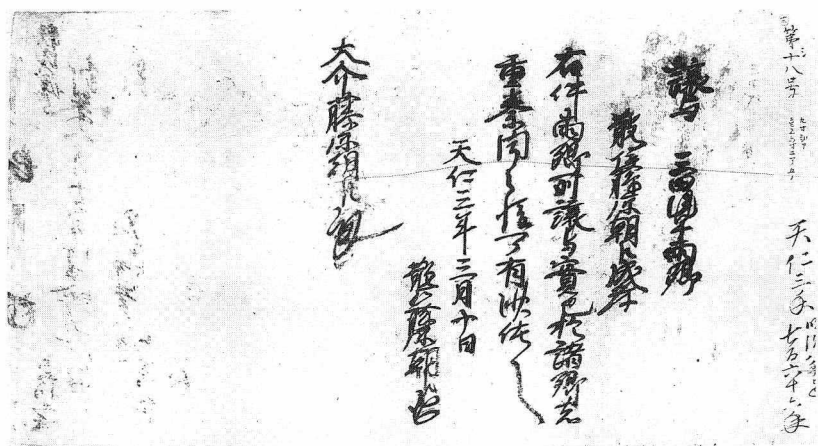


図7 御判12号（藤原頼成讓状）

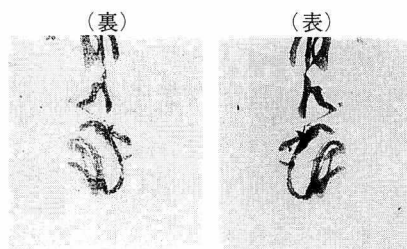


図8 野坂77号末尾藤原成孝花押

に続く文書がそれである。御判一二号と同三号は前者の端裏書から考えると接続するかもしれない。また可能性だけで言えば、御判三号に同一号が続いていたと考えることもできるが、やはりこの四通だけで接続関係が完結することはいえない。

しかし、その不明分に該当する文書を（写しも含めて）現存の厳島神社文書の中に見つけることはできない。すべてが景弘の手に渡った後でAの文書のどれかと接続されたと考えることは不可能だろう。この失われた文書は、やはりBに属し（すなわち成孝↓頼信↓景弘と伝領されたことになっており）、かつ残存している四通と同様に偽文書である可能性が高いと考えて間違いないだろう。

これら四通についてより注意したいのは、御判一二号に明らかのように成孝の裏花押が据えられているという事実である。山田氏の考えでは文書偽作の首謀者は佐伯景弘である。したがってこの成孝の裏花押も偽作されたことにならざるを得ないが、写真で見るとかぎりではどうも判断がつかない。

現在、これを除いて原本で知ることのできる成孝の花押としては、売券の継目裏に据えられたもの、および風早郷田畠井色々物立券日記案（野坂七七号）に見えるものをあげることができる。これらのうち最も条件のよいのは野坂七七号の末尾のものである（図8）。御判一二号の継目裏花押をこれと比べてみても不自然なところは感じないのである。

とはいえ、断定は避けたほうがいいのかもしれない。しかしそれと同時に、高田郡司関係の文書が一定の原形をなすにあたって、成孝という人物の果たした役割が意外に大きいことに、ここであらためて注意をうながしておきたいのである。継立てされた売券群に継目裏花押を据え、それらの案文を作成し、また官符・庁宣・讓状などをしかるべき形に継立てす

るなど、成孝の手を経ることでA・B両系列の文書はそれぞれある形態を与えられていった。いわば彼は、佐伯景弘と並んでA・B両系列の接点に位置しているのであり、その役割については（あえて言うが偽作の問題をも含めて）考え直してみる必要があるはしないだろうか。A系列の文書にも史料批判が及びつつある現在、とりわけその感を深くするのである。

註(1) 松岡久人「上代末期の地方政治」(『広島大学文学部紀要』

四、一九五三年)

(9) 錦織勤「安芸国高田郡藤原氏に関する一考察」(一九八

七年度広島史学研究会大会日本史部会報告)

(ながさわひろし 研究員)

(2) 山田渉「安芸国高田郡司とその所領寄進——文書の流れの再検討を中心として——」(『史学雑誌』九〇—、一九八一年)

(3) 後藤紀彦『『徴古雑抄』所収の厳島文書(一)・(二)』(『史学雑誌』八八—一・一二、一九七九年)

(4) 拙稿「平安時代における安芸国高田郡三田郷内の村について——その位置比定——」(『内海文化研究紀要』一一、一九八三年)

(5) 拙稿「平安時代の高田郡風早郷の村について」(『内海文化研究紀要』一二、一九八四年)

(6) 『広島県史』古代中世資料編Ⅲ解説

(7) 『徴古雑抄』による。

(8) 新出五三号の国司花押は、厳野一八七六号の紙継目裏花押および新出三五号の国司花押とはほぼ同じ形をしている。

高田郡司関係文書の原形と伝来についての覚書(長沢)